

伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、ひとり暮らし高齢者等（以下「高齢者等」という。）の居宅に、安否確認等の見守り機器（以下「機器」という。）を設置することにより、高齢者等の孤独感の解消及び安心感の提供並びに孤独死の防止を図り、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(利用者)

第2条 この事業の利用者は、町内に居住し、住民基本台帳に記録されている高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯とする。ただし、町長が特に必要と認める者にあつては、この限りではない。

(申請)

第3条 機器の配布を申し込みしようとする者（以下「申請者」という。）は、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業申請書（様式第1号）及び地域協力員承諾書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、緊急時の連絡先として、原則1名の地域協力員を確保するものとする。

(利用の決定及び機器の配布)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した時は、速やかに利用者の状況を審査し、配布の可否の決定を行い、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、事業決定をしたときは、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業台帳（様式第4号）に記載するとともに機器を申請者に配布するものとする。

(機器の設置)

第5条 申請者は、前条の規定により機器を受領したときは、利用者居宅のトイレ等1日のうち必ず電気を点灯する箇所に機器を設置するものとする。

(申請者負担)

第6条 申請者は、機器設置に係る工事費及び通信費等を直接業者に支払うものとする。

(地域協力員)

第7条 地域協力員は次に定める活動を行うものとする。

- (1) 申請者から連絡を受けた場合は利用者の安否確認を行い、必要な措置を行うこと。
- (2) 前項のほか、本事業の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

(機器の管理)

第8条 利用者は、機器を良好な状態で維持管理するとともに、紛失、破損等が生じたときは、直ちにその状況を町長に報告しなければならない。この場合において、利用者の責めに帰すべき理由によると認められるときは、利用者がその現状回復に要する費用を負担するものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、機器を第三者に転貸し、又は設置場所を変更してはならない。

(届出の義務)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業変更届(様式第5号)により速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 事業を受ける必要がなくなったとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他申請書等の記載事項に変更が生じたとき。

(利用の廃止)

第11条 町長は、前条第1号及び第2号の規定による届け出があったときは、利用を取り消すとともに、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業廃止通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(調査)

第12条 町長は、事業の適正な実施を図るために、利用者及び地域協力員が行う活動の内容等を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(協力金の交付)

第13条 町長は、予算の範囲内において地域協力員に対し伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金(以下「協力金」という。)を交付するものとする。

- 2 協力金の交付額は、年額5,000円とする。
- 3 協力金は、4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、当該年度末に交付する。
- 4 協力金は第4条の規定により利用決定した月から起算して廃止の月まで、月割りにより算出する。この場合において、協力金の交付額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(協力金の申請)

第14条 協力金の交付を受けようとする地域協力員は、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金交付申請書兼請求書(様式第7号)及び実績報告書(様式第8号)を町長に提

出しなければならない。

(協力金の交付)

第15条 町長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を審査の上、適当と認めるときは、速やかに協力金の交付を決定し、ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金交付決定通知書(様式第9号)又はピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金不交付決定通知書(様式第10号)により通知するとともに、当該地域協力員(交付決定の通知を受けた者に限る。)に対し協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

第16条 町長は、協力金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により、協力金の交付を受けたことが明らかになったときは、協力金の交付決定を取消し、既に交付した協力金の金額を返還させることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業申請書

伯耆町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号
利用者との関係

次のとおり見守り機器の利用について、伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業実施要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

利 用 者	住 所	伯耆町	電話番号	()
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
申請理由				

※町記入欄

世帯状況	高齢者単身世帯 ・ 高齢者のみの世帯 ・ その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 地域協力員承諾書（様式第2号）
確認者	
備考	

※欄は記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

地域協力員承諾書

1. 利用者

(住 所)

(氏 名)

(電話番号)

2. 地域協力員

(住 所)

(氏 名)

(電話番号)

3. 家族の連絡先

(住 所)

(氏 名)

(続 柄)

(電話番号)

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました見守り機器の利用については、下記のとおり決定しましたので、伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

利用者	氏名	
	住所	
決定区分	<input type="checkbox"/> 決定する <input type="checkbox"/> 決定しない 〈理由〉	
備考		

様式第5号（第10条関係）

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業変更届

年 月 日

伯耆町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業について、下記のとおり変更が生じたので届出します。

記

利用者	住所					
	氏名		生年 月日	年 月 日		
変更年月日		年 月 日				
変更事由	廃止	1 事業を受ける必要がなくなったとき 2 実施要綱第2条に非該当				
	変更	住 所	(新)			
			(旧)			
		協力員	(新)	住所		
			(旧)	氏名	電話番号	
		家 族	(新)	住所	続 柄	
			(旧)	氏名	電話番号	

※変更事由は、変更のあった箇所のみを記入してください。

様式第6号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

伯耆町長

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業廃止通知書

伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業の見守り機器の利用について、下記のとおり廃止の決定をいたしましたので、伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業実施要綱第11条の規定により通知します。

記

利用者氏名	
利用廃止日	年 月 日
廃止理由	
備考	

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

伯耆町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金
交付申請書兼請求書

伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金の交付を受けたいので、伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業実施要綱第14条の規定により、申請及び請求します。

1 対象者 住 所 _____
氏 名 _____

2 協力金交付申請額及び請求額

協力金（交付申請額及び請求額）
円

3 添付書類

実績報告書（様式第8号）

4 口座振込先（申請者の口座に限る）

金融機関	種別	口座番号	（フリガナ） 口座名義人
銀行 本店	普通 当座		
金庫 支店			
農協 出張所			

様式第8号 (第11条関係)

実 績 報 告 書

活動日時	活動内容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

様式第9号（第15条関係）

番 号
年 月 日

様

伯耆町長

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金については、次のとおり交付します。

1. 対象者氏名 _____

2. 協力金の額 金 _____ 円

様式第10号（第15条関係）

番 号
年 月 日

様

伯耆町長

ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伯耆町ピカッとお知らせ高齢者安心見守り事業協力金については、次のとおり不交付とします。

1. 対象者氏名 _____

2. 不交付決定の理由